

5月第2回臨時議会

条 例

- 多古町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…………… 可決【賛成多数】

6月定例議会

報 告

- 平成 20 年度多古町一般会計予算繰越明許費の繰越報告について
- 株式会社多古の経営状況説明書類の提出について

契 約

- 契約の締結について（多古町役場庁舎耐震補強工事関係）…………… 可決【賛成全員】

条 例

- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… 修正可決【賛成9・反対7】
- 多古町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について…………… 可決【賛成全員】

人事案件

- 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて…………… 同意【賛成全員】
寺田良作氏（南並木）
- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて…………… 適任【賛成全員】
飯塚益五郎氏（飯笹）
小川成義氏（桧木）
宇井葉子氏（方田）

審議結果

6月定例議会

修正案が可決される

町から、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案（議案第2号）が提出されました。これは、病院における患者の急変や診療担当科医による診察が必要とされる場合、担当医を呼び対応している現状にあることから、医師確保対策の一環として「呼出手当」を創設するものです。

この条例案に対し、所一重議員他4名から、現在の医師不足の中で過酷な勤務を強いられている医師の努力を評価するため、手当の増額を求める修正の動議が提出されました。

この提案に対し2名の議員より討論がされ、採決の結果、修正案は賛成多数で可決されました。修正内容は次のとおりです。

種類	支給者の条件	手当の額
呼出手当	病院に勤務する医師で正規の勤務時間以外並びに祝日法による休日及び年末年始の休日に呼出を受けて患者の診療を行ったとき	1回あたり 5,000円以内



種類	支給者の条件	手当の額
呼出手当	病院に勤務する医師で正規の勤務時間以外並びに祝日法による休日及び年末年始の休日に呼出を受けて患者の診療を行ったとき	1回あたり 10,000円以内

討論



反対討論
広瀬弘二議員

反対

緊急事態に対応して時間外に医師を呼び出す際の特典勤務手当が決められていなかったの、1回につき5千円以内で対応しようというのが原案でした。

現在の経済状況の中で特別職、議員も含めた全職員のボーナスを減額する条例を決定したばかりです。いわば緊急事態宣言をしたのです。私はこういう状況の中では、まず原案を決定して実際の運用状況をみて、必要があれば改めて増額すればいいと考えます。

いろいろな要因で医師不足が生じていますが、給与面において見落としがあったので措置を講ずるという原案の姿勢を充分評価します。

このような点から修正案には反対します。



賛成討論
飯田良助議員

賛成

私は修正案に賛成です。呼出し手当が5千円から1万円になったとしても幅広く使い分けるといって私には解釈しています。

私も獣医師を志して勉強し、それに届くとき制度が変わり今日の人生です。その時の経験から昼は働き、夜は休む、それが一般社会の通例です。医師の場合「人命に関わる事だから来て下さい。」と要請があれば、どんな状況下においても、いつでも患者の元へ行かなければなりません。雨の日や寒い日、夜中でも、自分の都合はさておき、駆けつける。この制度がある事は医師の大きな力になると思います。

先生方の労苦に報いるため、感謝を込めてと私は理解しております。

7月17日、「市町村議会広報研究会」が開催され、議会広報特別委員4名が出席しました。今年は県内23市町村から76名が参加しました。

講師は昨年と同様、城市創氏で、広報の編集技術や校正などの講演をいただきました。

また、実際に発行されている6市町の広報誌を用い、編集のポイントについての講習がありました。我が『多古町議会だより』についても、参加した皆さんの前で1ページずつ写真・レイアウト・文章など細かく丁寧にご指導をいただきました。今後も住民の皆さまが読みやすい議会広報をつくれるよう頑張ります。

城市先生に「議会だより52号」のご指導をいただきました



読みやすい
議会広報を
めざして